

小山町ブロック塀等耐震改修事業費補助金交付要綱

〔平成 11 年 3 月 18 日〕
〔小山町告示第 24 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊又は転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全を確保するため、ブロック塀等耐震改修事業（ブロック塀等撤去事業及び避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業をいう。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定め、その交付に関しては、小山町負担金補助及交付金に関する規則（昭和 51 年小山町規則第 1 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等撤去事業とは、地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を撤去する事業をいう。
- (2) 避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業とは、地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等（静岡県地震対策推進条例（平成 8 年静岡県条例第 1 号）第 17 条第 5 項の緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等に限る。）を安全な塀に改善する事業をいう。
- (3) 改善とは、塀の改修及び造り替え並びにフェンス、その他の種類の塀への転換をいい、塀の造り替え又は他の種類の塀へ転換するための塀の撤去及び生垣への転換を含まない。
- (4) 補助事業とは、第 1 号及び第 2 号の事業をいう。

(補助対象経費及び補助額)

第 3 条 補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、小山町ブロック塀等耐震改修事業費補

助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類各2部を添えて町長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）位置図（原則として縮尺2,500分の1以上とし、避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業にあつては、緊急輸送路、避難路、避難地等を明記したものと
する。）

（3）施工前の配置図及び写真

（4）避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業にあつては、計画図（配置図、
平面図、立面図及び断面図）

（5）施工に要する費用の見積書の写し

（6）その他町長が必要と認めた書類

（交付の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、適当と認め
たときは、補助金の交付を決定し、その旨を小山町ブロック塀等耐震改修事業費補
助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（請書の提出）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助対象者」
という。）は、遅滞なく請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7条 町長は、補助金の交付の決定の際、次に掲げる条件を付すものとする。

（1）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった
場合においては、速やかに町長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

（2）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれら
の帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（3）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、
事業完了から15年を経過するまでの期間内において、町長の承認を受けないで、
補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供
してはならない。

(4) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(事業内容の変更等の承認)

第8条 補助対象者は、次の各号の事由に該当するときは、小山町ブロック塀等耐震改修事業変更等承認申請書（様式第5号）に第4条各号に掲げる書類のうち町長が必要と認める書類各2部を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 施行箇所の変更をしようとするとき。

(2) 事業費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、小山町ブロック塀等耐震改修事業変更等承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、小山町ブロック塀等耐震改修事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類各2部を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

(1) ブロック塀等撤去事業にあつては、次に掲げる書類

ア 事業の完了を確認できる全景写真

イ 施工業者の請求書の写し又は領収書の写し

ウ その他町長が必要と認めたもの

(2) 避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業にあつては、次に掲げる書類

ア 事業の完了を確認できる全景写真及び工程ごとに必要とする工事写真

イ 完成図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）

ウ 設計及び工事請負に係る契約書の写し

エ その他町長が必要と認めたもの

2 町長は、前項の報告書の提出があったときは、これを検査するものとする。この場合において、不相当と認めたときは、補助対象者に対し、必要な改善指導をするものとする。

(補助金の額の決定)

第10条 町長は、前条第2項の規定による検査を終了したときは、交付すべき補助金の額を確定し、小山町ブロック塀等耐震改修事業費補助金確定通知書(様式第8号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた者は、通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の区分	補助対象経費	補助率（額）
1 ブロック塀等撤去事業	当該事業に要する経費のうち工事に要する費用で町長が必要と認めたもの	補助対象経費と撤去するブロック塀等の延長1メートルにつき8,900円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内の額。ただし、1敷地につき10万円を限度とする。
2 避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業	当該事業に要する経費のうち工事及び設計に要する費用で町長が必要と認めたもの	補助対象経費と改善するブロック塀等の延長1メートルにつき38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内の額。ただし、1敷地につき25万円を限度とする。